



平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社フライトシステムコンサルティング  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 片 山 圭 一 朗  
(コード番号：3753 東証マザーズ)  
問 い 合 せ 先 取 締 役 松 本 隆 男  
電 話 番 号 03 - 3440 - 6100 (代)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款について所要の変更を行うものであります。

- (1) インターネットの普及を考慮して、第 4 条(公告方法)を電子公告に変更するものであります。
- (2) 整備法 76 条 4 項の定めにより、当社の定款には、株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされることとなるため、当該規程第 6 条(株券の発行)の新設を行うものであります。
- (3) 招集地についての規制(商法 233 条)の廃止により、第 12 条(招集地)の新設を行うものであります。
- (4) 株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 会社法 318 条 3 項の定めにより、第 17 条(議事録)に電磁的記録をもって議事録を作成する旨を加えるものであります。
- (6) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の書面決議が認められることに伴い、第 26 条(取締役会の決議の省略)の新設を行うものであります。
- (7) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除することができるよう、第 30 条(取締役の責任免除)、第 36 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。
- (8) その他、会社法に基づき条文の整備および字句の修正ならびに条数の変更等、全般にわたり所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p>第2章 株 式 (株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、30,000株とする。</p> <p>新 設</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(基準日) 第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に</u></p>	<p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の<u>発行可能株式総数は、30,000株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第6条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(基準日) 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> 2 前項に定めるほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。</u></p>

関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

第9条 (条文省略)

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎営業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

新 設

(招集権者および議長)

第11条 (条文省略)

新 設

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。  
2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

第10条 (現行どおり)

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

(招集地)

第12条 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(招集権者および議長)

第13条 現行どおり

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 14 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

##### 新 設

(員数)

第 15 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 17 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は、取締役会を置く。

(員数)

第 19 条 現行どおり

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 現行どおり

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

<p>(代表取締役および役付取締役)  第 18 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u>  2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)  第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>  2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)  第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)  第 21 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(取締役会の議事録)  第 22 条 <u>取締役会における議事の経過の要領</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)  第 22 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u>  2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)  第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u>  2 現行どおり</p> <p>(取締役会の招集通知)  第 24 条 現行どおり  2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)  第 25 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)  第 26 条 <u>当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)  第 27 条 <u>取締役会の議事については、法務省令</u></p>
--	---

およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに押印する。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬)

第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。

新 設

第5章 監査役

新 設

(員数)

第 25 条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 28 条 現行どおり

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(監査役)

第 31 条 当会社は、監査役を置く。

(員数)

第 32 条 現行どおり

(選任方法)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 27 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

3 補欠者が就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬)

第 28 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。

新 設

## 第 6 章 計 算

(営業年度)

第 29 条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、毎年 3 月 31 日を決算期とする。

(利益配当金)

第 30 条 利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。

(任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 38 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

<p>(中間配当)</p> <p>第 31 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 32 条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなおお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第 40 条 剰余金の配当金(中間配当金を含む。)は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなおお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>
--	--

以 上